住所　大阪府東大阪市宝持２丁目１番16号
　鄭将雄　昭和53年６月15日生
　鄭裕幸　昭和54年12月28日生
　鄭惠美　昭和58年12月３日生
住所　大阪市生野区新今里５丁目８番18号
　李瑞玉　昭和７年11月14日生
　髙貞順　昭和12年７月15日生
　李裕治　昭和35年４月24日生
　李健治　昭和37年１月25日生
住所　大阪市西区靱本町３丁目10番21―1002号
　李清子　昭和54年２月18日生
住所　大阪府八尾市竹渕東１丁目158番地３
　白孝行　昭和32年12月27日生
　李博子　昭和37年11月２日生
　白愛衣子　昭和63年12月13日生
　白佳織　平成２年８月23日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目23番９号
　姜奉均　昭和54年２月13日生
住所　大阪府寝屋川市田井西町５番７―206号
　李峰　昭和56年７月27日生
住所　神戸市長田区一里山町５番５号
　鄭尚子　昭和42年８月14日生
住所　兵庫県芦屋市岩園町10番16―102号
　鄭會正　昭和40年９月16日生
住所　兵庫県西宮市上田中町15番６号
　張和則　昭和49年６月19日生
住所　兵庫県西宮市森下町６番25―810号
　金顕治　昭和50年12月５日生
住所　兵庫県西宮市熊野町８番13―100号
　沈貞順　昭和27年６月８日生
住所　兵庫県宝塚市旭町３丁目１番８―602号
　石明人　昭和47年９月４日生
住所　兵庫県伊丹市森本１丁目65番地２
　兪麻衣　昭和58年10月28日生
　兪由衣　昭和60年12月４日生
住所　兵庫県三田市横山町12番12―302号
　金章吾　昭和61年11月14日生
住所　兵庫県尼崎市東難波町３丁目13番11号
　張桂虎　昭和59年４月19日生
住所　兵庫県尼崎市西難波町６丁目10番９号
　李訓子　昭和39年７月23日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―203号
　張美惠　昭和45年９月22日生
　孫奎太　平成５年10月11日生
　孫愛　平成７年６月21日生
　孫亮太　平成９年８月15日生
住所　兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目11番１号
　孫勝彦　昭和40年３月31日生
住所　兵庫県尼崎市名神町３丁目11番８―102号
　羅純子　昭和37年12月28日生
住所　兵庫県尼崎市崇徳院２丁目140番地
　鄭和一　昭和24年７月13日生
住所　兵庫県明石市大久保町西島227番地１
　姜佳典　昭和51年１月７日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区英賀乙37番地２
　金明男　昭和57年２月２日生
住所　兵庫県姫路市岡田104番地
　金勝成　昭和41年１月３日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区若宮町10番地
　姜壽美　昭和40年10月21日生
住所　兵庫県姫路市青山１丁目26番15号
　姜厚子　昭和46年４月14日生
住所　兵庫県加古川市加古川町粟津444番地５
　全福順　昭和54年５月４日生
住所　兵庫県洲本市五色町鳥飼中452番地２
　李慶一　昭和63年１月４日生
住所　兵庫県小野市万勝寺町870番地８
　朴友美　昭和53年１月25日生
住所　福井県勝山市郡町１丁目２番14号
　金泰佺　昭和17年３月18日生
　金紀代美　昭和44年４月２日生
　金里枝　昭和45年９月20日生
住所　茨城県ひたちなか市大字高場2388番地21
　李優子　昭和49年11月10日生
住所　東京都文京区向丘２丁目32番９号
　張梨恵　昭和53年11月29日生
住所　東京都荒川区東日暮里４丁目10番２号
　權久文　昭和46年５月20日生
住所　東京都台東区蔵前４丁目37番５―501号
　朴眞美　昭和44年８月９日生
住所　山口県下関市武久町１丁目52番23号
　鄭弘　昭和32年12月17日生
住所　山口市吉敷中東１丁目８番23号
　鄭眞一　昭和49年２月12日生
住所　東京都墨田区堤通２丁目８番16―803号
　金順子　昭和40年４月22日生
　吳将勲　平成元年12月13日生
　吳詩織　平成３年２月24日生
住所　東京都豊島区巣鴨５丁目41番３号
　金由美子　昭和31年５月23日生
　金正蘭　昭和56年10月８日生
　金龍昌　昭和63年９月23日生
住所　東京都葛飾区堀切５丁目７番１―411号
　金正淑　昭和34年４月７日生
　金美花　平成８年１月16日生
住所　広島県福山市坪生町南１丁目13番23号
　李文子　昭和27年２月14日生
住所　千葉県船橋市駿河台２丁目８番32号
　李根洙　昭和48年３月６日生
住所　千葉県船橋市駿河台２丁目10番41―102号
　李清美　昭和44年６月８日生
住所　福岡県遠賀郡水巻町高松８番305号
　金順子　昭和30年12月６日生

○外務省告示第五百四十一号

平成二十一年十一月七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　円借款

(1)　円借款は、ベトナム社会主義共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　調達

(i)　期間

(A)　据置期間は、十年の後二十年とする。

(B)　利子率は、年一・二パーセント（景気刺激支援に係る部分を除く。）、景気刺激支援に係る部分については年の据置期間の後十二年とする。

(ii)　適用

(A)　適用可能なロンドン銀行間取引金利は、六箇月の貸出しに適用される。

(B)　利子率は、年一・二パーセント（景気刺激支援に係る部分を除く。）、景気刺激支援に係る部分については六箇月の貸出しに適用される。

(b)　期間の後十二年とする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府が、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　円借款

(1)　円